

○東松山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月1日

決裁

改正 平成29年2月8日決裁

平成30年3月16日決裁

平成30年7月30日決裁

令和元年6月10日決裁

令和元年9月9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業については、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ その他の生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

(総合事業の実施方法)

第5条 総合事業の実施方法については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）別記1(1)ア(エ)①(a)から(d)までのいずれかにより行うものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額については、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第7条 第1号事業支給費の額については、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス（訪問型サービスのうち、旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）及び介護予防通所介護相当サービス（通所型サービスのうち、旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。） 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(2) 指定基準緩和型訪問型サービス（訪問型サービスのうち、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。） 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サ

ービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

(3) 介護予防ケアマネジメント 施行規則第140条の63の2第1項第

1号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

(4) 前3号に掲げるもの以外のサービス 別に市長が定める額

2 サービスの利用者が第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合において、前項第1号又は第2号の規定を適用するときは、「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 サービスの利用者が第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合において、第1項第1号又は第2号の規定を適用するときは、「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(支給限度額)

第8条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者

(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額については、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状況により、集中的にサービス利用することによって自立支援につながると市長が認めるときは、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額については、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び指定基準緩和型訪問型サービスについて、通知別記1(1)ア(コ)に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び通知別記1(1)ア(サ)に規定

する高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（事業対象者の特定の有効期間）

第10条 事業対象者の特定の有効期間については、事業対象者となった日から要介護認定の有効期間の開始する日又は市の介護保険被保険者資格を喪失した日の前日までとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の規定にかかわらず、当分の間、同条各号に規定するサービスの一部を実施しないことができる。

附 則（平成29年2月8日決裁）

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日決裁）

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

附 則（平成30年7月30日決裁）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月10日決裁）

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス(みなし指定)	通知別添1のⅡの1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める東松山市事業所所在地の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	介護予防訪問介護相当サービス(みなし指定以外)	通知別添1のⅡの1に定める単位数	10円に単価告示に定める市町村所在地の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	指定基準緩和型訪問型サービス	(1) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅰ 1,055単位（事業対象者・要支援1・2）（1月につき・週1回程度の訪問） (2) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅱ 2,108単位（事業対象者・要支援1・2）（1月につき・週2回程度の訪問） (3) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅲ 3,344単位（事業対象者・	10円に単価告示に定める市町村所在地の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

		<p>要支援2) (1月につき・週2回を超える程度の訪問)</p> <p>(4) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅰ 35単位 (事業対象者・要支援1・2) (1日につき・週1回程度の訪問)</p> <p>(5) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅱ 69単位 (事業対象者・要支援1・2) (1日につき・週2回程度の訪問)</p> <p>(6) 基準緩和型訪問型サービス費Ⅲ 110単位 (事業対象者・要支援2) (1日につき・週2回を超える程度の訪問)</p>	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス(みなし指定)	通知別添1のⅡの2に定める単位数	10円に単価告示に定める東松山市事業所所在地の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	介護予防通所介護相当サービス(みなし指定以外)	通知別添1のⅡの2に定める単位数	10円に単価告示に定める市町村所在地の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

備考

- 1 基準緩和型訪問型サービス費において、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版) I—資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(平成27年3月31日付け厚生

労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡)において定める要件に該当するときは、(4)から(6)までの単位数とする。

- 2 基準緩和型訪問型サービス費において、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行うときは、所定単位数に100分の90を乗じた単位数とする。